

給与支払報告書提出のお願い

日頃から本市の税務行政につきまして、ご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、令和8年度（令和7年分）の給与支払報告書のご提出につきまして、ご協力の程よろしくお願いたします。給与支払報告書は原則としてすべての従業員について提出が義務付けられています。このチラシの裏面「給与支払報告書（個人別明細書）」の記入のしかた」及び同封の給与支払報告書（総括表）の裏面等をご参照いただき、ご提出をお願いいたします。

提出期限：令和8年2月2日（必着）

【参考】給与支払報告書とは

地方税法第317条の6第1項又は第3項に基づき、給与支払者（事業者）はすべての従業員分の給与支払報告書を翌年の1月31日までに総括表とともに提出する義務があります。提出先は、各従業員の翌年の1月1日現在における住所所在の市区町村です。なお、支払金額にかかわらずご提出いただきますようご協力お願いいたします。

注意点

- 給与支払報告書の記入方法については、税務署配布の「令和7年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご参照ください。
- 例年多くの給与支払報告書をご提出いただいておりますことから、電話等による到着確認や内容の確認・修正等は承ることができません。到着状況について確認されたい場合は、あらかじめ特定記録郵便等をご利用ください。
- 給与支払報告書提出後に内容の誤りが判明した場合は、正しい内容で再度作成し、個人別明細書の「(摘要)」欄に赤字で「訂正」と記入してご提出ください。

電子での提出義務について

税務署へ前々年に提出すべきであった給与所得の源泉徴収票の枚数が100枚以上の給与支払者は、給与支払報告書についてeLTAX又は光ディスク等での提出が義務付けられています。

なお、令和6年度税制改正によりeLTAX又は光ディスク等による提出義務基準が引き下げられました。令和9年1月以降に提出する給与支払報告書について、前々年（令和7年1月以降）に提出する給与所得の源泉徴収票が30枚以上の給与支払者はeLTAX又は光ディスク等で提出する必要がありますので、ご対応をお願いいたします。

お問い合わせ先

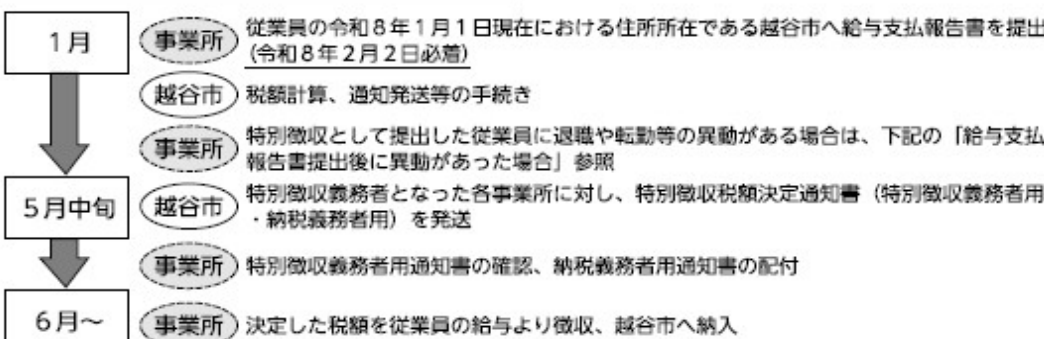
○地方税共同機構

ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp>
ヘルプデスク ☎0570-081459
上記がつかない場合 ☎03-6745-0720
受付時間 9時から17時
(土・日・祝日、年末年始を除く)

○越谷市役所市民税課

〒343-8501
埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号
☎048-963-9144（直通）

給与支払報告書提出後の流れ



給与支払報告書提出後に異動があった場合

令和8年度の給与支払報告書を特別徴収分としてご提出いただいた後、退職や転勤等の異動があり、令和8年6月から開始する特別徴収ができなくなった場合は、速やかに給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書（以下、「給与所得者異動届出書」）のご提出をお願いいたします。こちらの提出がないと、異動した従業員についても特別徴収税額決定通知書が事業所宛に送付されます。提出先及び提出方法については令和7年度の状況を基に下表をご参照ください。

	令和7年度の税額の納入状況	提出先及び提出方法
①	越谷市へ納入している	越谷市に給与所得者異動届出書をご提出ください。 (令和7年度、令和8年度の両年度について処理をいたします。)
②	越谷市以外へ納入している	令和7年度に税額を納入している市区町村に令和7年度の給与所得者異動届出書、越谷市に令和8年度の給与所得者異動届出書をご提出ください。
③	特別徴収していない	越谷市に給与所得者異動届出書をご提出ください。 (令和8年度について処理をいたします。)

※令和7年度の税額が非課税の従業員もご提出が必要になります。

※給与所得者異動届出書は他市区町村へ回送しませんので、②に該当する場合は必ず越谷市と他市区町村双方へご提出をお願いいたします。

外国人が退職・帰国（出国）するときには

年度途中で退職し、帰国（出国）する場合でも納税義務がなくなることはありません。納め忘れがないよう、以下の手続きをお願いいたします。

○残りの税額の一括徴収

本人から申出がある場合は、退職時に支給する給与や退職金から残りの税額を一括して徴収することができます。なお、1～5月に退職する場合は、申出の有無にかかわらず一括徴収をする必要があります。

○納税管理人の選任

帰国（出国）する方で、日本から出国するまでの間に本人が残りの税額を納めることができない場合や、新年度の納税義務がある場合は、本人に代わり税金の手続きを行う方（納税管理人）を事前に定め、市に届出をお願いいたします。

提出様式について

越谷市へ提出する各種様式は、越谷市のホームページ（下記）からダウンロードいただけます。

【トップページ>暮らし・手続き>税>様式ダウンロード】>【市民税・県民税】特別徴収に関する申請書ダウンロード>市民税・県民税・森林環境税特別徴収に関する申請書【ページ番号：10229】

給与支払報告書（個人別明細書）の記入のしかた

○給与支払報告書（個人別明細書）の提出において、特に誤りの多いものについてのご案内です。
○詳しい記入方法につきましては、税務署配布の「令和7年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご参照ください。

年度誤りにご注意ください。令和8年2月2日までに提出いただく令和7年分の報告は、⑧の様式になります。

受給者番号・個人番号（マイナンバー）・氏名・フリガナ・令和8年1月1日現在の住所又は居所を記入してください。アパート名や部屋番号等も正確に記入してください。

住宅借入金等特別控除の適用がある場合は、住宅借入金等特別控除適用数・可能額・居住開始年月日・控除区分を必ず記入してください。記入に不備がある場合は控除が適用できない可能性がありますのでご注意ください。

控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者（年末調整を行っていない場合は源泉控除対象配偶者）の氏名・フリガナ・個人番号（マイナンバー）・合計所得金額を記入してください。

扶養控除の対象となる扶養親族の氏名・フリガナ・個人番号（マイナンバー）を記入してください。特定親族特別控除の適用を受ける場合は、特定親族各人の特定親族特別控除の額に応じて、「特定親族特別控除の額の区分」を記入してください。

支払者の住所又は所在地、氏名又は名称、電話番号及び個人番号（マイナンバー）又は法人番号を記入してください。

⑧ 給与支払報告書（個人別明細書）

区分	0001
支払を受ける者の住所	埼玉県越谷市越ヶ谷4-2-1
氏名	越谷 ○子
フリガナ	コシガヤ マルコ
個人番号	123456789012
支払金額	7,074,500
源泉徴収税額	526,705
特定親族特別控除の額	1,140,000
住宅借入金等特別控除の適用数	2
可能額	1,084,604
居住開始年月日	令和7年3月31日
控除区分	10
配偶者の氏名	越谷 ○太郎
配偶者のフリガナ	コシガヤ マルコ
配偶者の個人番号	000000000000
合計所得金額	11,500,000
扶養親族の氏名	越谷 ○太郎
扶養親族のフリガナ	コシガヤ マルコ
扶養親族の個人番号	000000000000
特定親族特別控除の額の区分	10
支払者の住所又は所在地	埼玉県越谷市〇〇-△-△
支払者の氏名又は名称	有限会社 〇〇
支払者の電話番号	048-000-0000
支払者の個人番号又は法人番号	

【令和7年度の税制改正における主な改正事項】

給与所得者が特定親族を有する場合には、その給与所得者の総所得金額から特定親族1人につきその特定親族の合計所得金額に応じて次の金額を控除する特定親族特別控除が創設されました。特定親族とは、給与所得者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等で合計所得金額が58万円超123万円以下である方をいいます。年末調整を行っている場合で、特定親族がいる場合には、「特親」欄に給与から控除した特定親族の数を、「特定親族特別控除の額」欄に控除した特定親族特別控除の額を記入してください。

特定親族特別控除の額	区分 (特定親族が居住者)	区分 (特定親族が非居住者)	合計所得金額
63万円	10	11	58万円超 85万円以下
61万円	20	21	85万円超 90万円以下
51万円	30	31	90万円超 95万円以下
41万円	40	41	95万円超 100万円以下
31万円	50	51	100万円超 105万円以下
21万円	60	61	105万円超 110万円以下
11万円	70	71	110万円超 115万円以下
6万円	80	81	115万円超 120万円以下
3万円	90	91	120万円超 123万円以下

「(摘要)」欄に記入する事項（一部抜粋）

- ・他の支払者が支払った給与等を合算して年末調整を行った場合他の支払者の所在地・名称等・退職年月日・支払金額・社会保険料・所得税及び復興特別所得税の合計額を記入してください。複数の支払者がある場合はそれぞれ記入してください。
- ・普通徴収に該当する場合
普通徴収切替理由書兼仕切書の該当する理由の符号（普A～F）を必ず記入してください。

年の途中で就職や退職をした場合は、中途就・退職の該当欄へ○印と年月日を記入してください。なお、令和7年中に就職及び退職した場合は、下記の図のように2段書きで記入してください。

中途就・退職				
就職	退職	年	月	日
○		7	4	1
	○	7	9	30

生年月日は本人確認に必要な事項ですので、正確に記入してください。